

京 都 大 学 大 学 院 工 学 研 究 科 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 6 学位論文の審査及び課程修了の認定</p> <p>第 1 1 条 通則第 5 0 条第 3 項の規定により、博士 後期課程においては、教授会の定める科目につき <u>6 単位</u>以上を修得するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 6 学位論文の審査及び課程修了の認定</p> <p>第 1 1 条 通則第 5 0 条第 3 項の規定により、博士 後期課程においては、教授会の定める科目につき <u>1 0 単位</u>以上を修得するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 改正後の第 1 1 条の規定は、平成 2 0 年 4 月 1 日以後博士後期課程に入学した者から適用し、同 日前に同課程に入学した者については、なお従前 の例による。</p>